

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2023年6月19日

当社は、本日、原子炉等規制法(注 1)に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(注 2)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。

今後、保安規定の変更内容について、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

変更内容

今回の保安規定の変更認可申請は、当社が2023年3月13日に原子力規制委員会におこなった廃止措置計画の変更認可申請(以下、「廃止措置計画変更」という。同日[お知らせ済み](#))に伴うもので、変更内容は以下のとおりです。

■解体対象設備の追加

廃止措置計画変更において、圧力抑制室(注 3)および原子炉格納容器機器搬入口とその遮へい壁を、原子炉領域周辺設備(注 4)の解体対象設備に追加し、廃止措置の第2段階で解体撤去に着手することとしたため、保安規定に定めている「第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備及び建屋」に追加します。

■放射性固体廃棄物保管区域の容量の変更

廃止措置計画変更において、解体対象設備を追加したことに伴う解体撤去物の増加に備え、1、2号機の建屋内における放射性固体廃棄物保管区域を拡張したため、保管区域の容量を変更します。

■放射性気体廃棄物の放出管理目標値の変更

廃止措置計画変更において、解体対象設備を追加したことおよび解体時に熱的切断(注 5)を採用する解体対象設備の範囲を拡張したことに伴い放射性物質の影響を評価しました。その結果を踏まえ、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を変更します。

なお、廃止措置計画変更認可申請書は現在、原子力規制委員会による審査を受けております。

- 注 1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。
- 注 2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転お
よび廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、
原子力規制委員会の認可を受けるものです。
- 注 3 圧力抑制室とは、原子炉格納容器下部に位置し、水を貯蔵している設備です。事故時に原子炉
や格納容器内の蒸気を貯蔵した水の中に導き、冷却・凝縮させることで圧力の上昇を抑制する
機能を有しています。
- 注 4 原子炉領域周辺設備とは、排気筒、タービン本体、主復水器、給復水系機器、ほう酸注入系機
器、主蒸気配管等であり、原子炉領域を除く設備のことです。
- 注 5 熱的切断とは、プラズマ等の熱を使い溶かしながら切断する方法です。

以 上